



購読料 年8,000円
送料共 但し、会員は会費に含まれる

発行所
京都府保険医協会
〒604-8162
京都市中京区烏丸通蛸薬師上ル七観音町637 第41長栄カーニープレイス四條烏丸6階
電話 (075) 212-8877
FAX (075) 212-0707
編集発行人 久保 佐世

主な内容

- 地区懇スタート(伏見) (2面)
- 地区懇スタート(伏見) (2面)
- 理事提言 本当の復興とは (3面)
- 協力弁護士紹介② (4面)

ご用命はアミスまで

- ◆医師賠償責任保険
- ◆休業補償制度 (所得補償、傷害疾病保険)
- ◆針刺し事故等補償プラン
- ◆自動車保険・火災保険

☎075-212-0303

皆保険と地域医療を守れ 自治体の役割大きい

府と市町村に要望・陳情

協会は京都府と府内全市町村に対し、「国民皆保険制度と地方自治体における医療保障施策のさらなる発展を求める要望書」(10月16日)を提出。同時に、「社会保障制度改革推進法の抜本改正を求める陳情書」(10月17日)を京都府議会と府内全市町村議会に提出した。

推進法は抜本的改正さもなくば廃止を

要請書は、社会保障制度改革推進法の問題点を条文ごとに列挙し、その書き換えを求め、改正ができない場合は廃止せよと要請した。主な内容は①社会保障制度への公的責任明記、②最低生活費に食いつまない社会

医療計画に地方自治体の公的保障責任を

2013年度からの新計画に向けて都道府県の議論画に、主な内容は①

主張

日本はこれから超少子高齢化社会に突入していく。高齢化にはいろいろな対策がなされているが、少子化に対してはほぼお手上げで全くといっていいほど効果はみられていない。自民党政府のときも、また民主党政府となっても、少子化対策は全くといっていいほど効果はみられていない。

少子化対策を大きな争点に

民主党政権になってから少子化担当大臣はなんと9人も就任。大臣の中で最も多く交代している。これではまともな対策ができない。民主党は、少子化対策を大きな争点に

下げ(賦課にあたるべき利益部分廃止等)と保険者責任による未払い金徴収の実現を求めている。

地方議会は意見書提出を

地方議会は、要望書のうち、社会保障制度改革国民会議にかかる部分だけを取り出して提出。国に対する意見書案も添付した。これらを通じ、地方自治体・議会が、社会保障制度改革推進法が今後の社会保障の行方を決する重大な位置づけの法案であること、その内容が、社会保障制度本来の在り方と相いれないものであることへの理解を求めていきたい。

豪雨被害救済も要望

同時に、京都府に対し「豪雨被害救済に関する緊急要望書」(10月22日)を提出した。これは、今夏の7月15日、8月14日に府内各地で発生した豪雨被害において、被災した診療所をはじめとした医療機関の救済策を求めるもの。間近に水災遭遇が予想される際の要求として、主な内容は①被災時(側溝等からの浸水も含む)に、行政

から受けられる支援や緊急時連絡先の情報提供・周知徹底、②急迫時以外でも水害に備えた予防措置に関する行政の支援策、連絡先についても情報提供・周知徹底。

料に持つていかれるであろう。労働人口が子孫繁栄よりも現実にある高齢化対策に追われるため、少子化がさらに進行していく。少子化に歯止めがかからない原因は三つあると思う。まず高齢者が増えれば増えるほど、高齢者のための政策が優先されてしまうので、子どものための政策は後回しになってしまう。扶養控除を廃止して子供手当を出すという、全く意味

連続講演会 第2弾! マイナンバー導入で、ほんとに日本は大丈夫?

日時 12月1日(日) 午後2時~4時

場所 京都府保険医協会・会議室

定員 先着60人(要申込) ☎075-212-8877 FAX 075-212-0707

マイナンバー導入は必要!

森信 茂樹氏 (中央大学法科大学院教授)

マイナンバー導入は危険!

黒田 充氏 (自治体情報政策研究所代表)

マイナンバー制度で、何がどう変わるのか。個人情報はどうに活用されるのか!そして、どうやって自分の情報を守るのか。

医	界
寸	評

権利には義務が伴う。よく使われる言葉である。義務の代償として権利があるわけではないが、今は権利ばかりを主張して義務を負おうとしない人が増えているように思う。国は税金を集めている以上は、国民に最大の幸福を与える義務があるだろう。もちろん最大の幸福を与えるために増税などの負担を強いることも必要だが、もっと国民に説明し説得する必要がある。このコラムに書く必要もないことだが、最近(昔から)の政治家などの国を動かす人々は自分たちの利益を最大限にすることしか考えていないように見える。マスコミも報道の自由という権利を主張するのならば、それのみならず義務を果たさなければならぬ。他人の規範となるべき者がこれでは、一般の国民が権利ばかりを振りかざすようになるのは当たり前のことかもしれない。▼「インフォームドコンセント」(以下IC)という言葉が声高に叫ばれるようになって15年になる。ICで患者は幸せになったのかを検証する必要があるのでないか。先ほどの権利と義務でいえば、権利が例えば自己決定権だとすると、自分の疾患を理解することは患者の義務だと思ふ。しかし、多くの患者はこれまでの自覚はなく、決定を委ねようとする。パターンリズムは本当に悪いことなのだろうか? 厳密なICをしない患者の自由も必要なのではないか。(内)

2012年度 地区との懇談スタート

協会は10月4日、伏見医師会との懇談を皮切りに各地区医師会との懇談をスタートした。本年度の協会からのテーマは①三党合意の結果成立した社会保障制度改革推進法の問題性について、②開業医医療の今後の方向性について、③韓米FTAに学ぶTPPの問題性について。できるだけ多くの会員にご参加いただき、忌憚ないご意見を伺いたい。

伏見医師会と懇談

10月4日 伏見医師会館

推進法、包括ケア、TPPに原発など課題山積

協会は、伏見医師会との懇談会を10月4日に開催し、伏見医師会から13人、協会から6人が参加した。伏見の松本恒司副会長の司会で開会、中山治樹会長から「いま医療界では課題が山積している。本日の懇談会を通して、それらの問題点を地区医師会と協会ですべて共有していきたい」と述べた。次いで協会の副理事長が挨拶。懇談会テーマの「三党合意の結果成立した社会保障制度改革推進法の問題性について」及び「開業医医療の今後の方向性について」韓米FTAに学

ぶTPPの問題性について」を、それぞれ垣田副理事長、副理事長が解説し質疑応答を行った。



地区から、改革推進法については「方向性はあるが、具体性はない。その意味でいくらかでも医療費削減の方向に行くのではなか」との意見が出され、地域包括ケアについては「施設から在宅への構想だが、現実はこの逆だ。人生の最期を在宅で終える人は、わずかな幸せな人だけだ。我々は現実を知っている。19人が出席して開かれた伏見医師会との懇談会

が、厚労省の官僚は全く知らない」「地域包括ケアのイメージ図を見ると特養・老健が入っていない。特養等の施設入所者の看護は訪問看護で対応のこと。これではまじめに特養や老健を運営する法人が減るのではないか」と危惧する意見が出された。

協会からは、厚労省は特養をケア付き住宅に変えていく構想だ。介護支援事業所をつくって相談業務ができるスペースがあればよいとして、ある地域では学生マンションが改築されケア付き住宅になり、学生マンション時の家賃5万6千円が7万8千円になっていくと紹介。京都においても、すでに地域包括ケア構想に沿った変化が地域の医療や介護にあらわれていることを指摘した。

さらに地区からは、「消費税が上がると医療機関の損税も増えて、医療経営も大変になる」との意見が出された。

協会は、国は診療報酬・薬価に1・53%の消費税分を上乗せしていると説明しているが、診療報酬部分では上乗せされた点数がすでに廃止されているものもある。消費税が上がれば損税の影響は多大になる。そこで上乗せ部分1・53%を返上して、診療報酬による補填ではなく、ゼロ税率で消費税分を還付してもらうのが最もよい方法だと考へる。医療費非課税といながら、患者は内税で払っている部分がある。このこともゼロ税率によって解消されると解説した。

この他に懇談では、TPP問題や原発問題等についても意見交換が行われた。

請求業務の困難事例はご相談を!

在宅医療と届出医療の説明会開く

協会は、在宅医療点数に

10月18日(初級編)と24日(中上級編)に、また、北部では舞鶴医師会との共催で舞鶴市にて10月27日に、福知山医師会との共催で福知山市にて10月28日に開催した(北部では「届出医療管理」を併せて開催。参加者は総勢170人。

保団連が発行した『在宅医療点数の手引』(下記参照)をテキストに、初級編では、初めて在宅医療に携わる医師や従事者を対象として、往診と訪問診療の違い、点数の算定の仕方、在宅療養管理の概要、介護と医療の給付調整など、在宅医療の基礎的知識を中心に解説した。

中上級編では、テキスト掲載の請求事例を用いて、レセプト記載の留意点やポイントなどを説明した。さらに初の試みとして事前に参加者から寄せられた、実際に請求する際に戸惑った

という「困難事例」や返戻のあった事例についても解説した。また、「在宅医療に携わる医師・医療事務担当者から」として、おくだ在宅クリニック(左京区)院長の奥田成希氏、事務担当の山本雅子氏、協会理事でもある吉河医院河守診療所(福知山市)院長の吉河正人氏より、在宅医療に携わる楽しみや保険請求の留意点についてお話しした。盛りだくさんの内容となった。

終了後、参加者からは質問が多く寄せられた。協会では、日常の請求業務の中で、「こつこつとした患者さん」の点数が算定で

NEW 在宅医療点数の手引 (2012年度改定版) 会員価格 **3,000円**(送料込)

NEW 届出医療の活用と留意点 (2012年度~2013年度版) 会員価格 **5,000円**(送料込)

※希望会員のみ有料で販売します。

協会会員のための企画

お申し込みは京都府保険医協会事務局(☎075-212-8877)まで

医療系廃棄物に関するセミナー

知って得する、知らないと怖い医療系廃棄物の管理

単なるコストダウンだけでなく、コンプライアンスも含めて提案!

なぜ廃棄物管理が必要? 廃棄物管理は大変? コスト削減はできる? などの疑問にお答えします。

日時 11月29日(木) 午後2時~3時

場所 京都府保険医協会・会議室

定員 先着30人(要申込)

開催協力 (株)エコロジー・ソリューション

新規開業医向け「保険講習会A」

日時 12月20日(木) 午後2時~4時

場所 京都府保険医協会・ルームA

内容 ①保険診療基礎知識 ②レセプト検査

対象 新規開業前後の医師、従業員の方(新規開業の先生でなくても、日常診療整備の必要性をお感じの先生、ぜひご参加下さい)

※資料準備の都合上、前日までにお電話にてお申し込み下さい。

医事担当者勉強会

日時 2013年1月16日(水) 午後7時~(1時間程度)

場所 京都府保険医協会・ルームA

内容 ①参加者からの話題提供 ②保険医協会事務局からのワンポイントレクチャー

対象 医療機関で医事業務に従事する方

参加費 資料のコピー代のみ

申込 不要(自由にご参加下さい)

※原則奇数月の第3水曜日に定例で開催しています。 ※警報発令などによる急な中止の連絡については、京都府保険医協会のホームページにて案内いたします。

NO₂測定調査にご協力を

12月6日(木) 午後6時から24時間

11月下旬に例年ご協力いただいている医療機関に調査器具をお送りする予定です。ご協力をお願いいたします。

2012年度 地区医師会との懇談会のご案内

中京西部医師会
11月26日(月) 午後2時30分~
中京西部医師会事務所

乙訓医師会
12月10日(月) 午後2時~
乙訓医師会会議室

与謝・北丹医師会
12月15日(土) 午後3時15分~
(懇親会 午後5時~)
プラザホテル 吉翠苑

左京医師会
2013年
1月12日(土) 午後2時30分~
京都ホテルオークラ

理事提言

2011年3月11日の東日本大震災とそれに伴う原発事故から、1年7カ月が経過しました。4基の原発が同時に破壊された史上最大の大惨事でした。炉心溶融が起こっていたにもかかわらず、東京電力と政府とによって、多くの大切な情報がひた隠しにされてきました。多くの御用学者たちもそれに加担し、国民を欺き、善良な多くの国民を被曝させました。

本当の復興とは 東日本大震災後の1年7カ月



保険部会
草田 英嗣

ても近づける状態ではありません。たえず流れ込む地下水が汚染され、タンクに貯めていても限界が近い状態です。1986年のチェルノブイリ4号炉原発事故後も子どもたちの免疫機能の低下や貧血などがいろいろ報告されていて、事故現場を大きなドームで覆つたような話も聞きかと思えます。あるいはまた許容範囲を大幅に引き上げて、安全として住民たちを戻していくのでしょうか。震災後、全国に散らばつて不自由な生活を強いられる人々には、何の責任もありません。東京電力や原発政策をすすめてきた政府はもつと責任を持たねばなりません。被災者への住宅の提供や医療費負担をもつとすすめていかなければなりません。直後の医療費免除や窓口一部負担金の免除などは目を追うごとに条件が厳しくなり、対象から外されるものが多い。まだ1年7カ月しかたつていないのに、すでに先細りの状態です。免除証明書の効果もいつまで持つかは不透明です。

ヨウ素やセシウムはしばしば目にしますが、ストロンチウムやテルル、プルトニウムなど多くの核種はめったに表に出てきません。見るも無残な事故現場も、覆いで隠されて直接は目に入つてこなくなりまし

た。政府は「冷温停止状態」とはいうものの、今も極めて高い放射線が事故現場では放出されていて、と

づいてきています。また何か理由を付けて海へ放出するのでしょうか。1954年の南太平洋

福島原発事故による警戒区域や計画的避難区域等の人たちがかりではなく、放射線の影響を直接受ける可能性のある人たちは、もう元には戻れないのではない

かと思えます。あるいはまた許容範囲を大幅に引き上げて、安全として住民たちを戻していくのでしょうか。震災後、全国に散らばつて不自由な生活を強いられる人々には、何の責任もありません。東京電力や原発政策をすすめてきた政府はもつと責任を持たねばなりません。被災者への住宅の提供や医療費負担をもつとすすめていかなければなりません。直後の医療費免除や窓口一部負担金の免除などは目を追うごとに条件が厳しくなり、対象から外されるものが多い。まだ1年7カ月しかたつていないのに、すでに先細りの状態です。免除証明書の効果もいつまで持つかは不透明です。

秋雨の湖南三山を楽しむ 文化ハイキング



常楽寺にて

「文化ハイキング」秋の湖南三山を巡る」を10月28日に、参加者13人で開催。当日は、あいにくの雨天であつたが、秋の一日を楽しんだ。

案内人とともに一行は、バスにて湖南市の「長寿寺」に到着。湖南三山はいずれも天台宗の寺院で、国宝である寄棟造の檜皮葺の本堂の中に入ると、菱格子に仕切られ、天井は虹梁が張り巡らされた重厚なつくり。本堂横の石段を登ると、すぐれた形姿の三重塔

保険診療



包括病棟転棟後の検体検査判断料について

Q、月途中に一般病棟から療養病棟へ転棟した場合、一般病棟で算定した検査料は、請求できなくなりますか。

A、請求できます。事務連絡で、検体検査判断料、病理判断料を包括していない入院料に係る病棟に転棟した場合でも、当該判断料を請求できることが示されています(平成12年10月6日事務連絡)。なお、検体検査判断料等を含む病棟から、月途中に当該判断料を包括していない病棟に転棟した場合には、当該判断料は請求できませんので、ご留意下さい。

医療安全対策の常識と工夫

71

司法を介す「証拠保全」については、すでにお話ししましたが、今回は、司法を介さずに医療機関側が独自の判断で、患者さん側にカルテを開示する際の留意点を具体的にお話ししたいと思います。

- ①開示には院長をはじめ主治医の判断が必要
- ②原本の院外貸出は厳禁(閲覧は可)
- ③開示に関わる費用は患者側に請求

カルテ開示の実際

われの方もあるでしょうが、意外に医師個人や事務部門が独断で、即時開示要求に応える場合が過去にあつた。注意下さい。また、診療等に悪影響を及ぼすことも日常においてありえるので、紛争を前提として、カルテ等を開示する場合は、客観的・合理的に説明できないときは、患者さん側に不利なカルテ等は医療機関側に

必要な誤解や猜疑心を与えただけとなりますので、その点は注意が必要です。②に関しては、医事紛争を前提とせずに、フィルム等を含め患者さんに貸し出す。届かない所にカルテを持ち出す。

前進座初春公演 観劇会

赤ひげ

山本 周五郎/原作『赤ひげ診療譚』より
田島 栄/脚色 十島 英明/演出

日時 2013年1月6日(日)
昼の部(午前11時~)
場所 四条「南座」
定員 50人(申込先着順・第1次締切11月30日)
料金 1等席(12,500円)を7,000円にて
演目 「雪祭五人三番叟」「赤ひげ」



※お申し込み・お問い合わせは文化担当まで。

『人体の不思議展』は何だったか

~私たちが明らかにしたこと~

日時 12月22日(土) 午後2時~4時30分
場所 京都府保険医協会・会議室

参加費 無料
※当日、裁判費用等に対するカンパを呼びかけます。ご協力をお願いします。

- 1. 出版記念講演
「死体は見世物か『人体の不思議展』をめぐる」
講師 末永 恵子氏(福島県立医科大学講師)
 - 2. 「人体の不思議展」開催中止運動の取り組みについて
発言 「これまでの経過と到達点」
小笠原 伸児氏(弁護士・京都法律事務所)
「損害賠償請求事件(民事訴訟)を通じて」
宗川 吉汪氏(京都工芸繊維大学名誉教授)
「京都府保険医協会の取り組み」
垣田 さち子氏(京都府保険医協会副理事長)
「石川県における取り組み」
斎藤 典才氏(石川県保険医協会理事)
- 主催 「人体の不思議展」を考える京都ネットワーク
※シンポジウム終了後に、同会場にて懇親会を開催します。
懇親会にご参加いただく場合は、前日までにお申し込み下さい。
午後5時~(予定) おひとり 5,000円

は見入っていた。また、色づく気配をみせる木々が美しい庭の傍らには、寺名の由来でもあり、桓武天皇の病を治癒したと謂れる湧水があり、水を汲む参加者の姿もあつた。

協会はこの度、会員のあらゆるご相談に応じられるよう弁護士の体制を強化しました。順次、本紙にてご紹介します。

協会協力弁護士のご紹介②

〈法律相談のお申込みは協会まで〉



小笠原 伸児 弁護士
京都法律事務所
京都弁護士会所属
1991年に弁護士登録

主な取扱分野

離婚、遺言、相続、交通事故、不動産、破産、債務整理、労働、行政、刑事、少年等

コメント

京都府保険医協会とは、社会保障推進協議会の取り組みの際等にかすかに触れあうことが時々あり、その社会的役割は理解しておりました。また、医療制度改善を求める1万人京都府民の会にも個人として入会しております。今回、人体の不思議展開催を中止させる京都での取り組みで、初めて本格的にご一緒させていただき、そのことが縁となり、協力弁護士となりました。

個別の事件として、保険医療機関指定取消処分及び保険医登録取消処分の際の聴聞手続への代理人同席、意見陳述や医療過誤訴訟等、保険医及び保険医療機関に固有の事件も経験しております。

貴会の活動全般について協力させていただき、また、貴会会員の各種法律相談を担当させていただき、貴会の活動及び貴会会員の要求、要望に貢献することを通じて、貴会との関係をより深めることができれば幸いです。



竹下 義樹 弁護士
つくし法律事務所
京都弁護士会所属
1984年に弁護士登録

主な取扱分野

社会保障分野における訴訟・研究・政策過程(国及び地方の審議会等)、障害者福祉(地域福祉の振興、施設運営)に関与するとともに、障害者の自立と社会参加のための政策提言など、医療安全対策(とりわけ看護師の立場から)のための研究・講師活動や研究会の参加

コメント

医療事故を減らすためには、リスクマネジメントが必要であることはいうまでもないが、現に発生した医療事故を集团的に分析することが重要である。そのうえで、医療訴訟における適正な審理と結果を得るとともに、診療体制の問題点を明確にし、改善に結びつけることが必要である。また、社会保障の切り捨て・切り下げの動きに対しては、国民の医療に対する権利を守る見地からの提言も行うべきである。



新阜 創太郎 弁護士
つくし法律事務所
京都弁護士会所属
2008年に弁護士登録

主な取扱分野

債権回収、契約関係(契約締結・解除、損害賠償等)、賃貸借(家賃滞納、明け渡し)、交通事故、相続問題(遺言、遺産分割等)、離婚、男女関係トラブル、借金問題(任意整理、破産等)、刑事弁護、少年事件

コメント

司法修習(50期)を修了後、平成10年4月から10年間、裁判官として勤務していました。裁判官時代は最初の3年間は刑事・少年事件を、その後はもっぱら民事事件、家事事件、破産事件を担当しております。依頼されれば何でもお受けしておりますが、最近は相続問題、離婚問題の取扱が多いです。



富永 愛 弁護士
富永愛法律事務所
京都弁護士会所属
2011年に弁護士登録

主な取扱分野

医療訴訟、病院・クリニックにかかわる法務全般

コメント

医療専門に特化した業務を行い、質の高いパフォーマンスを追求しています。

協会の医師賠償責任保険等を引き受けている(株)損害保険ジャパンの代理店組織AIRジャパン京都支部は10月20日、亀岡市立病院で車いすの整備・清掃ボランティア活動を実施した。プロ代理店組織JISA京都支部との共催。

AIRジャパン(全国の損保ジャパン代理店の自動車整備工場を会員として組織された団体)京都支部は地域社会貢献活動の一環として、年一回、医療機関の車いすの整備・清掃ボランティアを実施。12月10日は京都をはじめ、全国で同様の活動が行われている。



手慣れたようすで作業を行うボランティア

病院の車いす整備・清掃ボランティア 地域社会貢献活動の一環で

実施に際しては10年より、協会から会員の病院に車いすと作業場所の提供をお願いしている。参加者33人は整備と清掃を分担。自動車整備工としてプロの整備技術を生かして、車いすを分解してのブレーキ・ネジの調節や、タイヤの隙間に入った汚れを取り除くなど、日ごろ手に

届きにくい部分も、丁寧かつ手際よく作業し、約2時間終了した。「車いすも美しく」の合言葉通り、作業後の車いす30台、歩行器等はそれぞれ美しく輝いていた。これに対して亀岡市立病院からは、亀岡市病院事業管理者の坂井茂子氏より「このボランティアは素晴らしい活動であり、選んでいただき感謝している」と謝意が述べられた。また作業終了後、「みなさんに隔々まで整備・清掃して

らしい活動であり、選んでいただき感謝している」と謝意が述べられた。また作業終了後、「みなさんに隔々まで整備・清掃して

秋の叙勲を
お祝い申し上げます

秋の叙勲で、立入克敏氏(西宮)が旭日双光章を、三藤哲史氏(宇治)が瑞宝双光章を受章されました。心よりお祝い申し上げます。

12月の無料相談日
専門家が無料でご相談に応じます(30分間)。協会事務局へお申込み下さい。

◆税理士
12月26日(水)午後2時～
担当 川本谷税理士

◆建築士
12月12日(水)午後2時～
担当 坂本建築士

◆ファイナンシャルプランナー
12月20日(木)午後1時～
担当 三井生命のFC

◆雇用管理
12月20日(木)午後2時～
担当 日本宮社会保険労務士
※法律相談は随時

医師届出票について
厚生労働省による2012年医師届出票の調査が京都府・京都市を通して行われています。2013年1月15日(火)までに、住所地または就業地のいずれかの最寄の保健所にご提出下さい。なお、届出は医師法で2年に1度義務づけられているものです。

掲示板
地域包括ケアにおける老健の役割調査研究事業
—公開シンポジウム—

日時 12月13日(木)
午後1時30分～4時30分

会場 京都テルサ テルサホール

参加費 無料

申込 参加申込書に必要

前回、口大野村助役の娘さんのことに僅か触れた。続けて助役自身のことを書いておこう。父が村長だったとき、Xさんは近村の人で、どんなてががあったか知らないが助役の職につかれた。ぼくのまだ幼時のことだから、2人の姉も一緒に生活をしてきた。姉たちは小学校の高学年か、女学校の下級生だったと思う。開業医で村長となる人は時々あった。村の有力者で、ある程度財産持ち、知名の人であれば、むしろ争って医師を村長に祭り上げたのである。もちろん、村長は

漂萍の記 老いて後補遺

谷口 謙 (北丹) — <25>

1日に1回は最小限役場に顔を覗かせる。父もやはり壮年時代だったから、医業多忙で連日出勤することは不可能ではなかったかと推察する。その代わり助役の人選が大切だったろう。

猥歌

父はXさんに満腔の信頼を置いていただろうと想像をする。ぼくも子どもながらXさんが拙宅においでになつたのを幾らか覚えていた。Xさんは中肉中背。服装を整えた紳士だったろうと思つている。父を含め家族一同でなごやかな雰囲気を保つていたと回想する。

像すると、Xさんは農業をしておられたと想像する。機屋ではなかった。辞職後もXさんはちよいちよい来訪された。Xさんはお酒が好きなようだった。

Xさんはあぐらをかき、大声で歌いだした。「一つとせ」で始まって、母の話によると猥歌だったろうだ。1で始まり、10で終わり、さらにまた1より始まる。横にいた姉2人が喜んで笑いこぼす。もちろん、姉たちは歌の内容はわかっていない。ただいつも、困った、と繰り返すので記憶に残っているのだ。

Xさんは「くもり、奥さんは長生きをされた。ぼくが開業医生活に入ってからも生きておられ、何回か診察をした。息子さんが遠方においでで、時おり帰省されたが、独りで暮らしておられた。現在、京丹後市は長寿の町で、100歳以上の方が53人あると聞いたが、昭和の中頃では未だ珍しかったのではないか。奥さんの死亡された時のことは覚えていない。おそらく息子の死で亡くなったのだらうと思う。

12月のレセプト受取・締切

基金	8日(土)	9日(日)	10日(月)	10日(月)
国保	○	閉所	◎	◎

※○は受付窓口設置日、◎は締切日。
受付時間：基金 午前9時～午後5時30分
国保 午前8時30分～午後5時15分
労災 午前9時～午後5時